

平成29年度

— 第1回（定例・臨時） —

教育委員会議事録

開 会	平成29年 4月 6日	16時30分				
閉 会	平成29年 4月 6日	17時35分				
会議場所	教育委員室					
委員出欠	花山院弘匡	出	佐藤 進	出	森本哲次	出
	高本恭子	出	上野周真	出		
議事録署名	教 育 長					
委 員	教育長職務代理者					
書 記	奈良県教育委員会事務局 企画管理室					

議 案 及 び 議 事 内 容

<p>次 第</p> <p>議決事項 1 奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p> <p>報告事項 1 奈良県教育委員会所属職員服務規程の改正等について</p> <p>報告事項 2 奈良県立高等学校等処務規程の改正について</p> <p>報告事項 3 平成29年 4 月人事異動の概要について</p> <p>報告事項 4 奈良県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について</p>	<p>可 決</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p> <p>承 認</p>
<p>○吉田教育長「ただ今から、平成29年度第 1 回定例教育委員会を開催いたします。本日は委員全員出席で、委員会は成立しております。」</p>	
<p>○吉田教育長 「まず、前回の定例教育委員会議事録の承認についてです。お手元に配布している議事録について、各委員内容をご確認ください。ご承認をいただけますか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で承認</p> <p>○吉田教育長 「報告事項 4 については、文部科学省より教科書の選定が終了するまで非公開が求められているため、当教育委員会においても非公開議案として報告すべきものと考えます。委員のみなさまにお諮りします。いかがでしょうか。」</p> <p style="text-align: center;">※ 各委員一致で可決</p> <p>○吉田教育長 「委員の皆様の議決をいただきましたので、報告事項 4 については、非公開議案として報告いただくことといたします。」</p>	<p>承 認</p> <p>可 決</p>
<p>議決事項 1 奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項について</p>	
<p>○吉田教育長 「それでは、議決事項 1 『奈良県教科用図書選定審議会に対する諮問事項』について、ご説明をお願いします。」</p> <p>○深田学校教育課長 「平成29年度の奈良県教科用図書選定審議会の諮問事項について、ご説明します。</p> <p>本年度は、平成30年度から小学校及び特別支援学校小学部において全面実施される特別の教科・道徳の教科用図書の採択が行われます。また特別支援学校並びに小・中学校特別支援学級における教科用図書を採択する場合は、学校教育法附則第 9 条において、他の教科用図書を使用しても良いと規定されており、これらの教科用図書は毎年採択替えを行うことができるようになっていきます。</p> <p>これらの採択に関わって、奈良県内18の採択地区や学校への指導、助言、援助を行うために、</p>	

議案及び議事内容

県において教科用図書選定審議会を設置し、教科用図書の採択基準及び選定資料について、また県立中学校及び特別支援学校の採択について、諮問書案のとおり、選定審議会の意見を伺いたいと考えています。

諮問書案を読み上げます。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第10条、第11条、第13条及び第14条の規定により、市町村教育委員会及び国立・私立学校の校長が行う教科用図書の採択について、県教育委員会が行う指導、助言又は援助並びに県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択について次の事項を諮問します。

1、小学校教科用図書特別の教科・道徳、小・中学校特別支援学級及び特別支援学校、小・中学部教科用図書の採択基準及び選定資料について

2、平成30年度使用教科用図書の採択県立中学校、特別支援学校小・中学部についてです。以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○吉田教育長 「ご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり議決してよろしいか。」

※各委員一致で可決

○吉田教育長 「議決事項1については可決いたします。」

報告事項1 奈良県教育委員会所属職員服務規程の改正等について

報告事項2 奈良県立高等学校等処務規程の改正について

○吉田教育長 「それでは、報告事項1『奈良県教育委員会所属職員服務規程の改正等』について、ご報告をお願いします。」

○塩見次長 「奈良県教育委員会所属職員服務規程の改正等についてご報告します。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例が改正され、平成29年4月1日から施行されること等に伴い、既存の奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部を改正するとともに、フレックス制度導入にかかる規程を新設するものです。

まず、奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部の改正です。主な改正点は、2点あります。

1点目は、介護時間の新設です。要介護者の介護のため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当である場合の休暇として介護時間が条例で新設されましたので、所要の規程整備を行うものです。介護時間の概要は、資料29ページのとおりです。連続する3年の期間において、1日につき2時間を超えない範囲内で取得が可能です。なお介護時間を取得した日については、勤務しない1時間につき給与が減額されます。

2点目は、旅行における復命方法の見直しです。文書又は口頭によるものとなっている旅行の復命方法を、原則として文書によるものとするよう改正いたしました。知事部局の服務規程に合わせたものです。

次に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第4条第3項及び第4項の規定により、申告する職員の勤務時間の割振り等に関する規程の新設です。本規程は、フレックス制度が導入されることに伴い、勤務時間の割振り、共通する勤務時間、休憩時間等に関して所要の規程整備をするた

議案及び議事内容

めに設けるものです。フレックス制度の概要は、資料30ページのとおりです。

以上です。」

○吉田教育長 「続けて報告事項2『奈良県立高等学校等処務規程の改正』についてご報告をお願いします。」

○香河教職員課長 「奈良県立高等学校等処務規程の改正について、ご報告します。

1点目は、介護時間が規定されたことに伴い、休暇等の届出について規定の追加を行うものです。

2点目は、復命方法の見直しです。文書又は口頭によるものとなっていた復命方法を、原則として文書によるとするものです。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○佐藤委員 「フレックス制度は介護休暇、育児休暇を取得する場合も含まれるのですか。」

○塩見次長 「一般職員と育児・介護を行う職員それぞれにフレックス制度を導入することになっています。例えば一般職員の場合、コアタイムが午前10時から午後4時となっており、これは必ず出勤しなければいけない時間になっていますが、育児・介護を行う職員については、午前10時から午後3時となっており、少し異なる制度となっています。」

○花山院委員 「介護休暇取得の要件はどのようになるのでしょうか。」

○塩見次長 「改めてご報告します。」

○吉田教育長 「フレックス制度は、いつから導入されるのでしょうか。学校も対象になるのでしょうか。」

○塩見次長 「平成29年4月1日から、知事部局と同様に導入されることになりました。先ほどご説明したコアタイム以外に、フレキシブルタイムがあり、午前7時から出勤してもよいということになります。学校は対象にはなりません。」

○吉田教育長 「実際の運用はどうなりますか。」

○塩見次長 「職員の申告に基づきます。条例第4条第3項の規定により、申告しようとする職員は、申告簿兼割振簿に教育長が別に定めるところにより提出するものとする規定になっています。詳細の運用方法については、知事部局と調整中です。今後の周知となります。」

○吉田教育長 「なぜ学校に導入しないのでしょうか。入試の日は7時に勤務するよう命令していますが、早く勤務させるときは、その日は勤務時間を短縮できるような制度になると期待できると思いますが、いかがでしょうか。」

○森本委員 「フレックス制度は、一般企業には早くに導入されています。この場合は、上司から命令されるものではなく、全て自分の裁量で決めることができます。」

議案及び議事内容

○塩見次長 「正規の勤務時間外に勤務を命令すれば、超過勤務に当たります。」

○吉田教育長 「学校長の裁量権で勤務時間を割り振るような制度はできませんか。また教員にフレックス制度を導入している府県はありませんか。調べておいてください。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項1、報告事項2については承認いたします。」

報告事項3 平成29年4月人事異動の概要について

○吉田教育長 「それでは、報告事項3『平成29年4月人事異動の概要』について、ご報告をお願いします。」

○香河教職員課長 「平成29年4月人事異動の概要について、ご報告します。

今回の人事異動については、4点の異動方針の下、人事異動を行いました。1点目は全県的な視野に立ち適材適所に配置する。2点目は同一校長期勤務者の解消に努める。3点目は若手教職員の人材育成の観点から、全県的な視野に立った人事異動に努める。4点目は教員の特性、経験を活かす異動に努める。これらの方針の下、小・中学校については、1点目、新規採用後4年以上になる者について他市町村への異動を行うよう努めるとともに、同一校における長期勤務者の積極的な異動に努める。2点目として、女性管理職の積極的な登用を進める。3点目、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。4点目、校種間交流等、多様な経験を積ませる人事交流を積極的に進める。以上4点を重点項目として設定しました。

また県立学校については、高等学校について地域・学科間及び若手教職員の異動、多様な人事交流を進める。特別支援学校については、新規採用後4年以上の異動や異校種間の交流を進める。管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。これらを重点項目として設定しました。

異動件数は小・中学校が1,159件、県立学校が423件、事務局が127件で、総数1,709件となり、昨年度と比較して90件の増となっています。

主な特徴として、小・中学校については新規採用後4年以上の初回異動者の他市町村への異動、及び同一校における長期勤務者の解消に務めました。長期勤務者の割合は、小・中学校では昨年と比べて0.5ポイント減の2.8%になりました。女性管理者の登用については、小・中学校では69名となりました。全管理職に占める女性の割合は11.7%で、0.2ポイント増となりました。管理職、事務局指導主事等への、49歳以下である若手教員の登用について、小・中学校の教頭には33名、県教育委員会事務局等には19名、さらに市町村教育委員会事務局には20名となりました。校種間交流について、小・中学校間で48件、小・中学校と特別支援学校間で5件行いました。

次に県立学校です。地域・学科間、若手教職員の異動、多様な人事交流の推進ですが、地域間異動は北部から中南部へ26件、中部から北南部へ32件、南部から北中部へ14件となりました。実業を中心とする専門学科と普通科の交流については33件となりました。その他市立高校との交流は、奈良市立一条高等学校と大和高田市立高田商業高校との交流を行いました。

議案及び議事内容

特別支援学校では、新規採用4年以上の同一校勤務者の異動については20件、また異校種間の人事交流については高等学校と3件、小・中学校と5件行いました。また管理職、県教育委員会事務局指導主事等へ13名の若手教員の登用を行いました。

教育委員会事務局については、教育振興大綱推進課の新設、また教育相談体制の強化に取り組んだところです。

今年度の公立学校教職員の新規採用者数についてです。小学校教諭が162名、中学校教諭が104名、県立学校教諭が78名で教諭の合計が344名です。その他、養護教諭11名、栄養教諭6名、実習助手3名、事務職員9名の採用を行い、合計373名となりました。平成28年度と比べて14名の減です。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「若手教員を管理職に登用する要因とは何ですか。」

○香河教職員課長 「現在の学校の教員の年齢構成において、50歳以上と若手教員に山があり、ミドル層の部分が谷の部分となっています。今後50歳以上が退職期を迎えていきますので、管理職、事務局に勤務いただく職員についても、今まで以上に若い層に担っていただかないといけなくなります。これらを踏まえ積極的に登用を図るものです。」

○吉田教育長 「小・中学校の若手教員の県教育委員会事務局等への登用が19名ということですが、年齢構成はどのようになっていますか。」

○香河教職員課長 「最年少は40歳で、おおよそ45歳前後が平均となります。」

○吉田教育長 「若い人材を育成して将来の管理職にしていかなければならない必要性はあります。49歳以下を若手教員として登用する取組をしてきましたが、『若手』の定義も含めて、これからの時代の教員の登用を見直す時期だと思います。」

○花山院委員 「年齢別退職者数について、59歳以下の勧奨退職とその他の割合はどうなっていますか。」

○香河教職員課長 「学校関係の定年退職以外の150名について、勧奨退職が100名、その他が50名となっています。」

○吉田教育長 「傾向については関心をもって取り組んでください。」

○森本委員 「人事交流については、学校の活性化を図るために、今後も積極的に行っていただければ良いと思います。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「報告事項3については承認いたします。」

議案及び議事内容

その他報告事項

○吉田教育長 「その他報告事項について、ご報告をお願いします。」

○石井教育研究所副所長 「平成29年度教育セミナー2017の開催について、ご説明します。

この教育セミナーは教育研究所開設以来毎年開催しており、本年度で25回目となります。本県の教育に関する諸課題の解決を目指し、指導主事、指定研究員等が行いました研究の成果を発表させていただいています。教育関係者や教育に関心のある方と、本県の教育を考える機会としています。

本年度は5月29日月曜日に『学びをつなぐ～深い学びの実現を目指して～』をテーマに開催します。

全体会では基調講演として『学びをつなぐアクティブラーニング』と題して、京都大学の溝上慎一先生からご講演をいただきます。溝上先生は、アクティブラーニングの第一人者ですので、有意義なご講演をいただけるものと考えています。

全体会後の研究発表では、アクティブラーニングの視点からの授業づくり等のプロジェクト研究の成果、指定研究員による教材教具の開発等の個人研究の成果をご報告させていただきます。また奈良教育大学大学院研修の研究報告の他、教科等研究会等の実践報告について、本年度は小学校メディア教育研究会にお願いしています。

館内ロビーでは、教材体験コーナーを設置して、授業づくりに役立つ新しい教材等、学校・園・所での指導に活用できるような情報を紹介させていただく予定です。“未来の先生”のコーナーも設けて、教員志望の学生による今回のテーマに沿った模擬授業等を発表する場を作りたいと考えています。

このリーフレット及び参加申込書については、県内全ての学校・園・所をはじめ、関係機関に配布するとともに、教育研究所のホームページにも掲載します。また『県民だより奈良』5月号の“おでかけ奈良”のコーナーにも掲載する予定です。教育に関心のあるたくさんの方々にご参加いただけるよう、広報活動にも一層注力して、実りあるイベントになるよう努めていきたいと考えています。

教育委員の皆様にもご参加いただき、ご意見等いただければ幸いです。よろしく申し上げます。

以上です。」

○吉田教育長 「このことについて、何かご意見、ご質問はございませんか。」

○花山院委員 「教育に関心のある方も対象ということですが、一般の方はどの程度になるのでしょうか。」

○石井教育研究所副所長 「参加者については教員が圧倒的多数となります。一般の方は昨年度開催実績で、参加者496名のうち64名でした。例年60名前後となっています。」

○吉田教育長 「他にご意見、ご質問が無いようですので、原案どおり承認してよろしいか。」

※各委員一致で承認

○吉田教育長 「その他報告事項については承認いたします。」

議案及び議事内容

○吉田教育長 「その他連絡・報告事項はございませんか。」

○名草文化財保存課長 「国宝金峯山寺本堂の液体散布事件について、ご報告します。

今年度初日の4月1日土曜日の午後2時50分頃、寺職員と警察が巡回中に、本堂正面中央の扉板内側と西側の扉板の外側に、液体による汚損を発見しました。これについて同日夕方に警察から発表があり、報道に至ったものです。その後全国に被害が広がっていますが、当県においてはこれ以上の拡大はありません。

対応状況ですが、金峯山寺内を当日中に調査し、他に被害がないことを確認いたしました。2日に27年度に被害のあった金峯山寺を除く18カ所に注意喚起を行いました。既に市町村あて文書で通知もしています。3日には文化庁の調査官も派遣され、金峯山寺の被害を確認されています。今後の動向を注視していきたいと考えています。

以上です。」

○花山院委員 「捜査の状況はどうなっていますか。また修復についてはどのような状況ですか。」

○名草文化財保存課長 「平成27年度の事件の後、金峯山寺にも防犯カメラを設置しています。捜査状況については警察から公表されていません。分かり次第ご報告させていただきます。

修復には、有機溶剤を使う方法が効果が認められると確認されているので、これによる方法で取りかかるところです。」

○吉田教育長 「その他はございませんか。」

○深田学校教育課長 「大和中央高等学校に対する表彰状の交付について、ご報告します。

県立大和中央高等学校の通信制課程において実施していました奈良少年刑務所との教育について、奈良少年刑務所が廃庁するに伴い、3月30日に大和中央高等学校に対してその功績を称え、表彰状を贈りました。

以上です。」

非公開議案

報告事項4 奈良県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について

非公開にて審議

○吉田教育長 「それではこれをもちまして、本日の委員会を終了します。」